

障害福祉・介護保険サービス事業者の皆様へ



支
え
た
い。

*We are here
to make you smile.*

誰かを支えて
頑張るあなたを



「こども・若者ケアラー (ヤングケラー)」への支援

令和5年3月
福祉局政策課

1. こども・若者ケアラー(ヤングケアラー)とは

BE KOBE

◆『ヤングケアラー』とは、法律上の定義はありません。

- ・『本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童』（厚生労働省ホームページ）
- ・**18歳未満**を「ヤングケアラー」と位置づけ
（（社団）日本ケアラー連盟ヤングケアラープロジェクト）

◆神戸市では、18歳未満の児童だけでなく、20代の方も含めて支援対象としており、「**こども・若者ケアラー**」と表記しています。



2. こども・若者ケアラー(ヤングケアラー)の例

BE KOBE

ヤングケアラーとは

ヤングケアラーには法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っていることで、負担を抱える、もしくは、子どもの権利が侵害されている可能性がある子どもや若者とされています。

ヤングケアラーが行っていることの例



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている



3. ヤングケラーの実態調査(厚生労働省)

BE KOBE

◆ 調査結果

「家族のお世話をしている」と答えた割合

年齢層	割合
小学6年生	6.5%
中学2年生	5.7%
高校2年生（全日制）	4.1%
大学3年生	6.2%

世話について相談した経験が「ない」

中学2年生：67.7 % 高校2年生(全日制)：64.2 %

平日1日当たり世話に費やす時間「7時間以上」

中学2年生：14.7 % 高校2年生(全日制)：15.4 %



4. 神戸市における取り組み(令和2年度)

BE KOBE

1. プロジェクトチームでの検討（令和2年11月～）

- ・福祉局、健康局、こども家庭局、教育委員会事務局から編成
- ・関係者のヒアリングを実施

2. 令和3年度からの取り組み（3つの施策）を決定

- ・相談・支援窓口の設置
- ・身近な方々への理解の促進
- ・交流と情報交換の場の設置

3. 10代だけでなく20代の若者への支援も行う

名称：「こども・若者ケアラー」



5. 神戸市における取り組み(令和3年度)

BE KOBE

1. 相談・支援窓口の設置（全国初）

- ・関係者および当事者からの相談を受け、支援の調整を担う窓口を設置
(教育現場との連携・庁内ネットワーク・事例検討会)

2. 身近な方々への理解の促進

- ・学校、福祉、児童の関係者に対し、研修や事例検討を通して、こども・若者
ケアラーへの理解の促進を図る

3. 交流と情報交換の場（ふうのひろば）

- ・主に高校生以上の当事者同士が交流・情報交換ができる場づくり
- ・小・中学生には、こどもらしく過ごせる場として、こども食堂や学習支援等
を紹介



6. 神戸市における相談・支援体制

BE KOBE

18歳未満の場合

⇒ 各区役所・支所のこども家庭支援室

養育環境の課題の有無、子育てに関する支援の必要性を含め、状況確認を行う。

18歳以上の場合（18歳以上か不明の場合も含む）

⇒ こども・若者ケアラー相談・支援窓口

専門的視点からの助言を含め、支援方法を関係機関や関係者と一緒に検討する。

（必要に応じてアウトリーチ・介入支援を検討・実施する）



7. 相談状況(相談受付・相談対象・相談者)

BE KOBE

令和4年(2022年)12月31日現在

相談受付	電話	来所	メール	合計
相談件数	195	63	25	283

相談対象	こども	若者	その他	合計
対象数	106	24	153	283

※こども(小学生37・中学生47・高校生16・定時制3・通信2・無職1)

※若 者(高校生1・専門学校2・定時制2・大学生4・社会人15)

相談者	本人・家族	関係者	関係機関	合計
相談件数	24	5	101	130

※残り153件は市外の当事者や匿名、30歳以上等からの相談

※関係機関(学校・SSW・地域包括・障害相談・医療機関・区役所 等)



8. 相談状況(年齢層と相談経路)

BE KOBE

令和4年(2022年)12月31日現在

	当事者	家族	関係機関 (学校関係)	関係者	合計
こども ケアラー	小学生	4	32(12)	1	37
	中学生	11	36(16)		47
	高校生	1	2	17(4)	22
若者 ケアラー	学生	1	7(3)	1	9
	社会人	5	9	1	15
合計	7	17	101(35)	5	130

※ 相談件数130件のうち、こどもケアラー106件、若者ケアラー24件



9. こども・若者ケアラーの相談・支援の実際

BE KOBE

(1. 支援の事例)

- ・ひとり親家庭における**病気や障がいのある親のお世話**
- ・認知症の家族の介助・見守り
- ・障がいを抱えるきょうだいのお世話



(2. 支援の課題)

- ・**支援を拒否するケース**
- ・関係機関は複数あっても、**家族全体を見ていないケース**
- ・本人や家族に**ケアラーとしての意識がないケース**

(3. 支援のポイント)

- ・**家族全体をアセスメントする視点**
- ・家族の「**ケア文化**」や「**ケアに対する価値観**」を尊重する
- ・寄り添う支援（**伴走的な支援**）

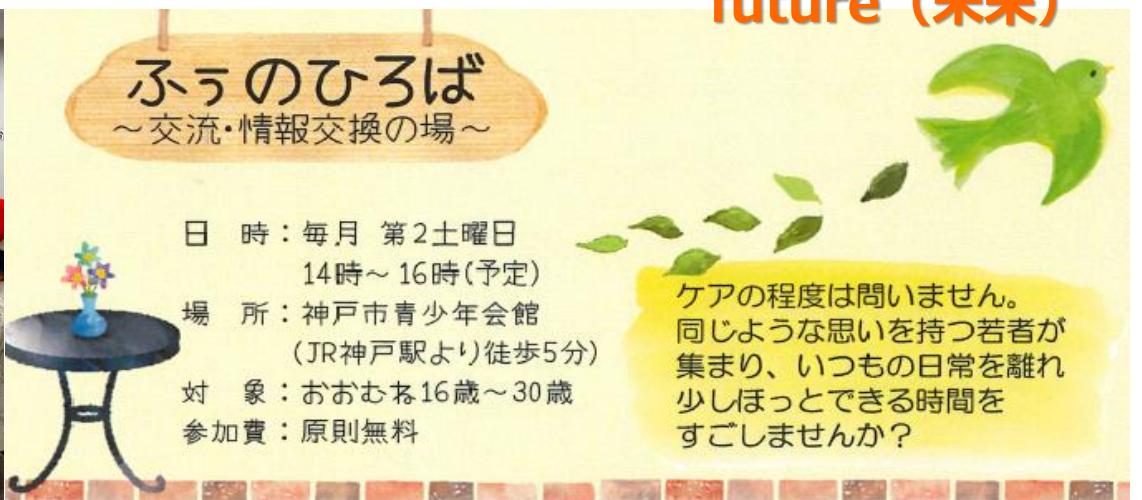


10. 「ふうのひろば」(交流と情報交換の場)

BE KOBE

- 日 時：毎月第2土曜日 午後（2時間程度）
- 場 所：神戸市青少年会館（オンライン参加可能）
- 対 象：概ね16歳～30歳（神戸市在住・在勤・在学の方）
- 参加費：無料
- 内 容：カフェタイム・レクレーション・
お話タイム・わかつあいなど

「ふう」に込めた意味
ふうと一息
潮と風
future (未来)



1. こどもケアラー世帯への訪問支援事業（新規）

- ・訪問支援が必要なこどもケアラー（18歳未満）が属する世帯に対し、ヘルパーを派遣し、ケア負担の軽減を図る
- ・8月より開始（週1回 2時間／回・原則3か月・利用料無料）

2. 相談・支援窓口の運営（継続）

- ・当事者や関係機関からの相談を受け、支援を行う
- ・関係機関との連携強化を図る
- ・教育、福祉、児童の関係者に対し、研修や事例検討を通して、理解の促進を図る

3. 交流と情報交換の場（ふうのひろば）（継続）

- ・主に高校生以上の当事者同士が交流・情報交換ができる場づくり
- ・月1回「ふうのひろば」を運営するとともに、オンラインによる参加を可能とし、参加しやすい環境を整備



12. こども・若者ケアラーに“気づく”こと

BE KOBE

○国の実態調査では…

- ・こども・若者ケアラーであるということを**自身で認識**するのは難しい。
- ・約半数が、自分がケアをしていることを**誰にも話していない**。

第三者が気づくことのできる「様子」や「状況」の例もあり、
身近にいる関係者がこれを認識することで、少しでも多くの
こども・若者ケアラーを**発見・支援**することが可能となります。



13. 第三者が“気づく”ことのできる「様子・状況」の例

BE KOBE

- ① 障害や**要介護度の程度**と比較して、実際に利用している**公的サービスが少なく**、主に家族内で介護している。
- ② 世帯内の生計維持者等が仕事等で多忙であり、実際に被介護者の**日常的なケア**を行っているのは、世帯内の**子どもや若者**である。
(誰がケアを担っているのか不明な場合も含む。)
- ③ 世帯内の子どもや若者との会話において、**「家族が心配」**・**「自分が面倒を見なければならない」**といった話を聞くことがある。
(当人も疲れている様子である。)

「こども・若者ケアラーではないか」という視点で、
あらためてこども・若者本人やその家族を見直してみてください。



14. 障害福祉・介護保険サービス事業者の皆様へ

BE KOBE

以下を参考に、「職域の可能な範囲で支援・調整」をお願いします。

事業所内で、当該ケアラーに対する、サービス利用調整・その他の家族へのアプローチにより、負担軽減ができないか検討を行う。

状況が改善されない場合は、対応困難ケースと同様に、
障害者相談支援センター・圏域のあんしんすこやかセンターに連絡し、センター内会議等で整理・共有・検討する。

当該ケアラーと接触する機会がある場合、可能な範囲で「市の相談・支援窓口に直接相談できる」旨を案内する。



15. 育児支援の取り扱い①(障害者総合支援法)

BE KOBE

◆障害者総合支援法第5条第2項 居宅介護（家事援助）及び第3項
重度訪問介護のサービス提供に当たって、育児をする親が十人分に
子どもの世話ができないような場合（①～③の全てに該当する）は、
「**育児支援**」として保護者が行うべき養育を代替する。
(沐浴、授乳、子ども分の掃除・洗濯・調理、子どもの通院付添、
保育所等への送迎 など)

- ①親が障害によって家事や付添いが困難な場合
- ②親の子どもが一人では対応できない場合
- ③他の家族等による支援が受けられない場合

(事務連絡 令和3年7月12日)



16. 育児支援の取り扱い②(障害者総合支援法)

BE KOBE

- ◆ 「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」のとりまとめ報告を踏まえた留意事項等」
(事務連絡 令和3年7月12日)

【第2 ヤングケアラーがいる家庭に対する計画相談支援の実施】

適切なモニタリング期間の設定、ヤングケラーがいる家庭に対する計画相談支援の実施

①医療・保育・教育機関等連携加算

- ・関係機関との面談、必要な情報提供、利用計画の作成

②集中支援加算

- ・モニタリング月以外の月に関係機関が主催する検討会議に参加



● こども・若者ケアラー相談・支援窓口

BE KOBE

対象：こども・若者ケアラー当事者、関係者

時間：平日9時～17時（祝日・年末年始除く）

相談方法：電話・Eメール・来所

相談員：4名（社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師等）

📞 078-361-7600

carer_shien@office.city.kobe.lg.jp

来所での相談にも対応



BE KOBE

神戸市こども・
若者ケアラー相談・
支援窓口
(ヤングケアラーの相談窓口)



ふうのひろば
(ヤングケアラーの方同士が
交流や情報交換ができる場所)

